

# 大川村定員管理計画

平成 25 年度～平成 29 年度

平成 25 年 10 月

大 川 村

## 1 策定にあたって

村の職員の定員管理の適正化については、平成 15 年に策定した第 3 次大川村行政改革大綱及び平成 18 年 3 月に策定した大川村集中改革プランに基づいた事務事業の見直しや外部委託、組織の簡素・効率化など集中的に取り組みを行ったことにより、一定の成果が得られたところです。

しかし、人口の減少、地方交付税の減収、加えて村税収入の伸びが期待できない状況の下、行政経費の削減は重要であり、特に人件費の抑制・削減は、今後も避けてとおれない課題であります。

このため、今後においても最小の職員数で住民福祉の増進に向けて最大の行政効果を上げることを目指すために、定員管理計画を策定し、進行管理を行うものです。

## 2 職員数の推移及び定員管理への取り組み

### (1) 職員数の推移

本村の職員数の推移は次のとおりとなっています。

(単位：人)

|      | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 職員総数 | 27  | 24  | 23  | 21  | 22  | 21  | 22  | 18  | 20  |
| 一般行政 | 17  | 15  | 15  | 15  | 17  | 16  | 17  | 13  | 15  |
| 議会   | 1   | 1   |     |     | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   |
| 総務   | 6   | 5   | 6   | 6   | 8   | 7   | 7   | 5   | 5   |
| 税務   | 2   | 2   | 2   | 2   | 2   | 2   | 2   | 1   | 1   |
| 農林   | 2   | 2   | 2   | 3   | 2   | 2   | 2   | 2   | 3   |
| 商工   | 1   | 1   | 1   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 土木   | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   |
| 民生   | 2   | 2   | 2   | 1   | 2   | 2   | 2   | 2   | 2   |
| 衛生   | 2   | 1   | 1   | 2   | 1   | 1   | 2   | 1   | 2   |
| 教育関係 | 4   | 4   | 3   | 3   | 4   | 4   | 4   | 4   | 4   |
| 公営企業 | 6   | 5   | 5   | 3   | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   |
| 病院   | 4   | 3   | 3   | 1   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   |
| その他  | 2   | 2   | 2   | 2   | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   |

※教育長以外の特別職は含まない。

平成 17 年 4 月 1 日時点において職員総数 27 人から、平成 18 年の村集中改革プランに基づいた取組等により、徹底した行政の減量化と効率化が図られ、平成 20 年 4 月時点では、目標値の 21 名を達成することができています。

部門別に見ると、一般行政部門では、総務職、税務職の兼務などにより 2 名減、農林職と商工職が兼務となっています。

公営企業部門では、診療所の指定管理制度導入により 4 名の皆減、国保と介護の兼務による 1 名減となっています。

## (2) 定員管理の取り組み

定員管理について今までの取り組みは、平成 11 年度に 33 名であった職員数は、退職不補充を行い、平成 14 年度 28 名となりこの間 5 名の削減を行いました。しかし、人件費は行政運営の中で主要なコストとなっており、厳しい財政事情から、平成 15 年の第 3 次村行政改革大綱では、職員数を段階的に 20 名程度まで削減することを掲げ、取り組んできました。

その後、平成 18 年に村集中改革プランを定め、目標値 21 名とし、現業職の廃止、課の編成など機構改革をしながら 5 年間における職員の定員管理に取り組んできました。

## 3 定員管理計画の内容

### (1) 計画期間

平成 25 年度から平成 29 年度までの 5 年間とします。

### (2) 対象職員

計画の対象は、常時勤務する一般職の職員とします。

### (3) 計画目標

総職員数 22 人を超えない範囲で維持するものとします。

## 4 定員管理の方策

定員管理の方策としては、次のことに取り組み、目標達成を目指します。

### (1) 組織について

2 課体制を維持し、課内外の連携を密にします。

### (2) 事務事業の見直し

事務事業の見直しを継続的に行い、業務の効率化を図るとともに、外部委託の可能性について検討します。

### (3) 職員の適正な配置

新規行政需要や業務量の変化に柔軟に対応し、常に業務量に見合った適正な職員配置に努めます。また、人事異動については、定期異動に限らず、必要に応じて実施し、変化する業務量に対応します。

### (4) 退職と補充者

定年退職予定者は、計画期間中は見込まれませんが、職員の年齢構成、組織の新陳代謝等を考慮し、計画的な採用を行っていきます。

また、平成 24 年度からは技能労務職員については、廃止しており今後も採用はしません。

### (5) 職員能力の向上

効率よく職務を遂行できるように事務の改善と職員 1 人ひとりの能力の向上を目指します。

## 5 今後の定員管理

職員の定員管理については、まずは本計画に基づいた定員管理を行いますが、簡素で効率的な行政運営の在り方について、今後も引き続き検討を行ってまいります。